

平成28年第7回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年7月7日(木) 13時30分から15時15分

2. 開催場所 香美市立保健福祉センター香北 2階大ホール

3. 出席委員 (17名)

会長 19番 原 心一

会長職務代理 3番 公文 久郎 5番 森安 正

委員 1番 三谷 富重 2番 大岸 高晴 6番 水田 義郎 7番 上島 陽子
8番 岡田 修一 9番 村田 正博 10番 宗石 和彦 11番 横山 実男
12番 西岡 久 13番 堤 昭雄 15番 小松 和啓 16番 門脇 節夫
17番 山崎 彰 18番 小松 源一

4. 欠席委員 (2名) 4番 三木 克司 14番 西村 広幸

5. 出席推進委員 14番 小野川 忠純 18番 近藤 信英

6. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号 農地法第5条の規程による許可申請について
第4号 非農地証明願いについて
第5号 農地法第5条の規程による届出について(報告)
第6号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第7号 納税猶予適格証明願いについて
第8号 その他の件

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐々木 寿幸

事務次長 西村 安史

農地主幹 井上 和佳

農地主幹 山中 詩麻

農地係長 伊井 英智

8. 会議の概要

開 会 (13時30分)

議 長

ええと、それでは定刻に入りましたし、予定の出席者の皆さん方がご出席いただきましたので、本日の会を開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。あ、もう大変暑い日が続いております、皆さん方大変ご苦労なさっていると思います。それぞれ農作業等につきましてもですね、炎天下の中で作業されます方につきましては特にご注意を頂きたいと思っております。あ、もう、どういいですか、異常気象というか非常に暑い天気ですけれども、先般農業新聞を見ていますと東北のほうでは関東東北のほうではですね、水不足というようなことで水田には水が入らずに耕作ができないとか、また田植えをしてある田んぼでもですね、大きくヒビ割れをして水がほしいのに水がないということらしいです。東北においてはですね雪が少なかったこともあって、雪解けの水が少ないということ、水不足になっちゃうということもあると思いますけれども、場所によっては非常に雨が少ない傾向にあるかと思えます。ただですね、中国におきましてはものすごい大雨、洪水というようなことで大変な大きな被害がでている地域もあるように報道をされておりました。異常気象ということで、台風1号についても大変遅れたんですけれども、遅いその台風がどうも中国の方に行きやせんかということで、また中国に台風が行ったらですね大変な被害が出やせんだろうかという

(

(

心配もされております。まあ、あのう高知におきましてはですねこの暑さによって農作物の収穫の減少とか、異常な高温による若干のいたみというようなことも心配されますけれど、まあその点について充分皆さん方にもご注意いただいてですね、管理には万全の策をとって頂きたいと思っています。

本日、欠席届が出ておりますのが、4番の三木さん、そして14番の西村さんのほうから欠席届が出ております。

ええ、それではただ今より会を進めたいと思いますのでよろしく願いをいたします。本日の議事録の署名につきましては、7番、上島 陽子さん、そして8番、岡田 修一君に願いをいたしますので、よろしく願いをいたします。

ええ、順次議案に沿いまして進めて参りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案に入る前に取下げがありますので報告します。議案第1号、2番ですが、譲受人の[]氏から申し出があり、7月4日付けで取下げとしました。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は土佐山田町楠目字高ソトバノ下568番4、地目は畑、面積は1,447㎡、譲受人の耕作面積は5,078㎡、譲渡理由は高齢化、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1,10a当り350,000円で総額500,000円です。

3番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は香北町猪野々字シンガイ2945番、地目は田、面積は1,084㎡、外2筆計3筆で合計2,105㎡、譲受人の耕作面積は83,760.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3,10a当り237,529円で総額500,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思われまゝです。

議長

ええと、以上説明が終わりましたが、事前にお配りをした資料の中にですね、2番の案件につきましては若干問題があったわけですが、その点等をご指摘をさせていただいてですね、まあ本人とお会いをしまして話をしたところ、取り下げという結果になっておりますのでご報告をしておきます。

ええ、第1号議案につきましてはただ今より質疑を行いたいと思いますが、皆様方からご質問ありませんかね。

1番について譲受人が[]となっておりますが、[]の今の会長やろが、社長は息子さんになつちゅうと思いますが、元社長です。香北町のほうで農業をされてですね、米を作ったりそれから野菜を作ったりということではしておりますけれども、まあ数年前から猪に非常に被害を受けてですね、まあ作りにくいんでというふうな話を聞いておりました。まあ、なるべくそういう害を受けない所でまあ作りたいんでという話を、私ももう何度か土地がないろうかという話を聞いていましたけれども、まあ適当な土地が比較的家の近くで見つかったということです。まああの私が心配するのはですね、やっぱり香北町で借りたりしてですね、その土地を後々充分に管理していただくといいんですけども、今、会社がですね農地を保有したりとかいうようなことで、まあ会社ですとそここのところ農地を取得して作っておいても採算ペースに合わないというようなことになるとですね、まあ次の場所へ移っていくというふうな懸念があつてですね、会社には農地を持たされん、という様なことで政府としてはそういう風にしておたけれども、段々段々そういう風なことも言っておれないような状況になってくる

とですね、ある程度大きな会社が農地を大々的に取得をし、そこで採算に合わないとなるとまた次の場所へ代わるとかいう懸念もされます。私も本人とも奥さんとも会ってですね、そんなことにならんようにですね、十分に後のことは気をつけてくださいねという事は言っておりますんで、あと、地域の方に迷惑のかかるようなことになりますとですね、農業委員会の方に即ご連絡をいただけたらと思っています。何か特にありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようですが、採決に入って構いませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、どうもありがとうございました。全員賛成です。

ええ、続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定についての許可申請についての説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第2号、農地法第4条許可申請について説明します。

1番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請所在地は土佐山田町逆川字善宗坊1335番2、地目は田、面積は85㎡の内77.15㎡、転用目的は納骨堂・駐車場、建築延面積は18㎡、区域区分はその他、開発行為は不要。資料は4、調査員は大岸委員です。なお、この土地は山間集落内の10ha未満の農地集団内にある不整形で生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

2番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町谷相字中ノ切2622番2、地目は田、面積は134㎡のうち31.99㎡、転用目的は納骨堂・五輪塔、建築延面積は20.23㎡、区域区分はその他、開発行為は不要。資料は5、調査員は三谷委員です。なお、この土地は山間集落内の10ha未満の農地集団内にある不整形で生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

3番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町大井平字ウヨヲカ屋敷428番、地目は田、面積は158㎡のうち16㎡、転用目的は納骨堂、建築延面積は4㎡、区域区分はその他、開発行為は不要。資料は6、調査員は小野川推進委員です。なお、この土地は山間集落内の10ha未満の農地集団内にある不整形で生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

4番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、相続人 [REDACTED]、申請地は香北町梅久保字鍛冶屋古692番、地目は畑、面積は241㎡のうち29.99㎡、転用目的は納骨堂、建築延面積は1.742㎡、区域区分はその他、開発行為は不要。資料は7、調査員は小野川推進委員です。この土地は山間集落内の10ha未満の農地集団内にある不整形で生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

5番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は物部町山崎字シヲ996番1、地目は畑、面積は87㎡のうち48.4㎡、転用目的は納骨堂・個人墓、建築延面積は2.8㎡、区域区分はその他、開発行為は不要。資料は8、調査員は山崎委員です。なお、この土地は山間集落内の10ha未満の農地集団内にある不整形で生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されま

(

(

す。以上です。

議 長

以上説明が終わりましたので、1番より順次調査員よりご報告をいただきたい
と思います。1番、大岸委員。

委員(2番)

あのう、ええと、資料4の地図を見てもらったらわかるんですけど、あのこの
民家のある上の方に今現在墓地があるそうです。その墓地をここへ歳がいったか
ら降ろしてきたいということです。それで、道の奥の方に家がありますが、そこ
の人もこの黄色に囲んだ奥の方を墓地を作って、手前のほうをなんか駐車場にす
るようなことを言っていました。で、避け場になってえい、のうがよくなるとい
うようなことを言っていました。皆さんの現地の許可の判ももらっております。そ
してあの、龍河洞という観光地があるので、墓地の周囲を精一杯こっちから見え
んように生垣で囲って見えんように、そういう風な対策をとるっていうようなこ
とを言っていました。何ら問題はないと思いますけど。

議 長

すいません、2番、三谷委員さん。

委員(1番)

はい、資料の5の1の地図を見てもらうたら判りますけど、周りは山になっ
て田んぼも道路からちょっと山沿いに圃場整備のところもあったけど、家がか
なり離れちゃうし、それから隣地の人のところも、もううちゅうということで何
ら差し障りはないと思います。

議 長

はい。ええと、3番と4番、小野川推進委員さん。

推進委員
(14番)

はい、説明させていただきます。まずは3番、資料6、場所は大荒の瀧に通じ
る市道梅久保大屋敷線の民家の終点から15メートルくらい手前で左下2メー
トルくらいだそうです。周囲の同意もあり問題はありません。

4番、[REDACTED]さん、納骨堂ですが、場所は同じ市道梅久保大屋敷線の菌床生
産組合の右上15メートルくらいのところですが、上にも墓があり、周囲の同意
も得られており問題はありません。以上です。

議 長

はい、ええと5番、山崎委員。

委員(17番)

はい、資料8ですが、見てのとおり、すでに納骨堂出来ています。で、始末書
も出ています。近隣の同意ももらってます。

議 長

はい、以上説明終わりましたので、皆さん方よりご質問を受けたいと思いま
すが、何か質問はありませんかね。格段ありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長

ええ、ないようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定についての許可申請について賛成
の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

どうもありがとうございました。全員賛成です。
ええと、議案第3号、農地法第5条の規定についての許可申請についての説明

をお願いをいたします。

事務局

議案第3号、農地法第5条許可申請について説明します。

1番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は香北町岩改字ハゼガウチ2586番1、地目は田、面積は872㎡、転用目的は太陽光発電パネル枚数、200枚・52kw、権利の種類は所有権移転売買です。建築延面積は297.72㎡、区域区分はその他、開発行為は不要です。資料は9、調査員は小松委員です。
なお、この土地は山間集落内の10ha未満の農地集団内にある不整形で生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

2番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は香北町五百蔵字上平ラ263番、地目は田、面積は271㎡、転用目的は一般住宅、権利の種類は所有権移転売買です。建築延面積は81.98㎡、区域区分はその他、開発行為は不要です。資料は10、調査員は門脇委員です。なお、この土地は山間集落内の10ha未満の農地集団内にある不整形で生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

3番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は香北町梅久保字鍛冶屋古692番、地目は畑、面積は241㎡のうち29.99㎡、転用の目的は納骨堂、権利の種類は所有権移転贈与、建築延面積は1.742㎡、区域区分はその他、開発行為は不要です。資料は11、調査員は小野川推進委員です。なお、この土地は山間集落内の10ha未満の農地集団内にある不整形で生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上です。

議長

はい、以上説明が終わりましたが、ただいまより補足説明をお願いをしたいと思います。1番、小松委員さん。

委員(15番)

ええと、資料9の1の図面を見て頂いたら分かりますけど、ええと、香北町から龍河洞の方へ抜ける県道香北野市線の地区です。それで、現在、航空写真で家が数十軒出ておりますけど、その中で耕作を行っているのは1戸のみで他は全て空き家です。ここの図面の右側は耕作放棄地になっております。図面の手前の方にも耕作放棄地があります。そして2番の上段は数年前から一応管理はしておりますけど耕作はしておりません。現在土地で水田作っておるのは1軒のみで、その方も歳がいつておりまして、何年作れるかなという事で、この辺りは全部もう耕作できなくなるといった所です。さんという方は自分は知りませんが、安芸郡の方からの方で太陽光がやりたいという事で、周りに迷惑をかけないように草刈をして管理をするという事で、水田を作っておられる方の了承も頂いておりまして何ら問題はないと思います。後々管理してくれるやったら、問題はないと思います。

議長

はい、2番、門脇委員さん。

委員(16番)

はい、10番の図面をみてください。さんところの前になります。さんは現在、という土地にお家を借りて森林組合に行ってる方でして、こちらに家を建てたいという事で、さんの土地を取得するということです。この地図でもあるようにこの辺も家が、見晴らしのいいところですので家がぼちぼち建っております。建てたいという家の周囲はもう、まあ管理はしておりますが、稲は後ろ側の人だけです。前ら辺も放置はしてないです、管理はしております。周囲の同意も得てるということです。問題ないかと思います。以上です。

(

(

.....

議 長 はい。3番、小野川推進委員さん。

推進委員
(14番) はい、4条で許可をいただいた山に向かって左側の黒の防水シートの分ですが、[]さんが叔父の[]さんに譲渡ということです。目的は納骨堂です。以上です。

議 長 はい。以上説明が終わりましたので、みなさん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問ありませんか。
ごめん、1番、航空写真見るとよね、ええと4枚田んぼがあるよね。これ1筆が872ですか、これは4枚が1筆ですか？

事務局 1筆で4段に分かれています。

議 長 はい、分かりました。了解です。
それから、2番目は隣地の同意というのはどうなっちゃう？

委員(16番) いただいてる。

議 長 いただいてる。はい分かりました。

委員(16番) 道もあの上広げてやるようです。

議 長 ええと、ご質問ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段、質問がなければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは、議案第3号、農地法第5条許可申請について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
議案第4号、非農地証明につきましての説明をお願いいたします。

事務局 議案第4号、非農地証明願いについて説明します。
1番、申請人、[]、[]、申請地は土佐山田町加茂字鳴瀧496番1、地目は畑、面積は244㎡、外5筆計6筆で1,187㎡、非農地化した理由は、昭和48年、昭和50年、昭和55年、平成7年、平成10年に住宅及び農業用倉庫を建築し、現在に至る。調査員は村田委員で、資料は12です。
2番、申請人、[]、[]、申請地は土佐山田町加茂字常盤野304番2、地目は畑、面積は115㎡、非農地化した理由は、昭和30年に、住宅を建築し、平成7年からは農業用物置として使用し、現在に至る。調査員は村田委員で、資料は13です。
3番、申請人、[]、[]、申請地は土佐山田町宮ノ口字田ノ尻707番、地目は田、面積は122㎡、非農地化した理由は、周囲原野及び山林に囲まれ、耕作不適地となり昭和63年頃から竹が生育し、現在山林となっている。調査員は大岸委員で、資料は14です。

(

(

4番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町永野字横畝ノ東2209番、地目は畑、面積は95㎡、非農地化した理由は、昭和50年頃に、杉・桧を植林し、現在に至る。調査員は小野川推進委員で、資料は15です。

5番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は物部町仙頭字シタナロ676番、地目は田、面積は284㎡、非農地化した理由は、耕作不便のため、平成8年に桧を植林し、現在に至る。

調査員は近藤推進委員で、資料は16です。

6番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は物部町柳瀬字ハ子チ1448番、地目は田、面積は158㎡、非農地化した理由は、平成7年に、倉庫、作業場、駐車場、農道等にし、現在に至る。

調査員は公文委員、資料は17です。

以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、ただいまより調査員の方より補足説明をお願いをしたいと思います。1番、村田委員、それから2番も村田委員さんですね。あわせてお願いします。

委員(9番) 資料12-1の航空写真を見てもらったら分かるように、昭和48年から平成10年まで住宅、倉庫及び、[REDACTED]さんは大工さんでこく屋も建設し現在に至っておりまして、加茂地区の集落内の住宅でありまして、別に問題はないと思います。2番は13-1を見てもらったら分かるように、加茂集落の地区内の住宅内でして[REDACTED]さんの両親が住んじょった住宅を平成7年ごろから農業用の物置として使っておりまして、現在に至っております。以上です。

議長 ええと、3番目、大岸委員さん。

委員(2番) はい、あのう資料14の2を見てもらうたらわかるけど、現地です。これはもう作ることはちょっと難しいと思いますんで、何ら問題はないと思います。

議長 ええと、続いて4番、小野川推進委員さん。

推進委員(14番) はい、資料15の1と2、昭和50年ごろに杉・桧を植林し、現在に至る。まあ、2210の1筆には梅がちょっと植林されておりますけど、梅が取れる状態ではありませんので、非農地といたしました。

議長 はい。5番、近藤推進委員さん。

推進委員(18番) ええ、資料16です。耕作不便のため、平成8年に桧を植林しています。周囲も植林ですので、問題はないと思います。

議長 はい。6番、公文委員さん。

委員(3番) 3番の公文です。資料17の写真を見て下さい。ここはもう、平成7年頃、まあ20年くらい前ですが、倉庫、作業場、駐車場、農道等としております。昨年の10月に農地変更で除外が承認されておりまして、ええ、これによりまして、隣接地の同意書等ももらっておりまして、特に問題はないと考えます。

議長 ええ、以上説明が終わりましたので、ただいまより質疑を行いたいと思います。議案第4号、非農地証明につきましてご質問がある方はお願いをしたいと思います。

—— 質 疑 な し ——

(

(

議 長 格段、ありませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 格段ないようですので、議案第4号、非農地証明願いについて採決をしたいと思います。議案第4号、非農地証明願いにつきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成です。
ええ、続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による届出であります、その点につきまして、説明をお願いいたします。

事 務 局 報告第5号、農地法第5条届出報告について説明します。
1番、受付日、平成28年6月13日、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は土佐山田町字百石畑89番1、地目は田、面積は814㎡、転用目的は野天貸駐車場、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は0㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要です。資料は18で、調査員は事務局西村です。以上です。

議 長 はい、ええと説明が終わりましたが、この件について皆さん方よりご質問があれば受けたいと思いますが、この件につきましては報告案件ですのでよろしくお願いしたいと思います。格段ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 はい、格段ないようですので、報告のみとさせていただきます。
ええと、続きまして、議案第6号、香美市農地利用集積計画についての諮問であります、この件について説明をお願いします。

事 務 局 諮問第6号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。
まず、7ページの所有権移転の分について説明します。
1番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は土佐山田町楠目字前行4120番、地目は田、面積は954㎡、譲受人の経営面積は0㎡、権利区分は所有権移転売買、支払方法は口座振替、対価は1,708,000円、資料は19で、農地流動化事業による所有権移転となります。
続きまして、8ページの貸借分について説明します。
1番、貸付人、
、借受人、
、申請地は土佐山田町新改字林ノ谷1240番、地目は田、面積は2,220㎡、借受人の経営面積は6,566㎡、作物は水稻、権利区分は貸借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成32年3月31日の3年9ヶ月で、10a当りの借賃は3,705円で8,225円、資料は20です。
2番、貸付人、
、借受人、
、申請地は土佐山田町下ノ村字西ノ久保754番、地目は田、面積は2,944㎡、借受人の経営面積は8,665㎡、作物はニラ、権利区分は貸借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成38年7月7日の10年で、10a当りの借賃は10,190円で30,000円、資料は21です。

(

(

3番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町宮ノ口字土居丸586番、地目は田、面積は512㎡、借受人の経営面積は6,851㎡、作物は野菜、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成38年7月7日の10年で、資料は22です。

4番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町楠目字郷本142番、地目は畑、面積は280㎡、外2筆計3筆で合計1,013㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物は水稻、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成31年7月7日の3年で、資料は23です。

5番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町町田字西ノ上593番、地目は田、面積は1,048㎡、外1筆計2筆で合計2,053㎡、借受人の経営面積は12,782㎡、作物は青ネギ、水稻、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成33年7月7日の5年で、資料は24です。

6番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町中野字義丁584番1、地目は田、面積は1,069㎡、外1筆計2筆で合計2,683㎡、借受人の経営面積は136,573.72㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成33年7月7日の5年で、10a当りの借賃は4,472円で全体で12,000円、資料は25で、借賃につきましては1俵当り12,000円に換算しています。

7番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字五反田2000番、地目は田、面積は2,024㎡、借受人の経営面積は12,450.55㎡、作物は小ネギ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成38年7月8日の10年1ヶ月で、10a当りの借賃は37,352円で75,600円、資料は26で、借賃につきましては1俵当り12,000円に換算しています。

8番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字八王子林1767番2、地目は畑、面積は271㎡、他1筆計2筆で合計928㎡、借受人の経営面積は7,974.28㎡、作物は野菜、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成28年12月31日の6ヶ月で、資料は27です。

9番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字岡ノ前1912番、地目は田、面積は1,630㎡、外1筆計2筆で合計5,647㎡、借受人の経営面積は44,949㎡、利用目的はニラ、倉庫、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年10月1日から平成48年12月31日の20年3ヶ月で、10a当りの借賃は35,417円で全体で200,000円、資料は28です。

10番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字須江野開615番、地目は畑、面積は743㎡、外2筆計3筆で合計2457㎡、借受人の経営面積は2,457㎡、作物は青ネギ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成29年7月7日の1年で、10a当りの借賃は18,315円で全体で45,000円、資料は29です。

11番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字ハツタ39番1、地目は田、面積は1,096㎡、借受人の経営面積は5,078㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28年8月1日から平成38年7月31

日の10年で、10a 当りの借賃は13,686円で15,000円、資料は30です。

12番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は香北町永野字カリヤダノ上15番イ、地目は田、面積は737㎡、外6筆計7筆で合計3,988㎡、借受人の経営面積は37,722㎡、作物は野菜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成33年7月7日の5年で、10a 当りの借賃は32,000円で全体で127,616円、資料は31です。

13番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は香北町永野字スガイ1969番、地目は田、面積は690㎡、外1筆計2筆で合計1,367㎡、作物は柚子、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成33年7月7日の5年で、10a 当りの借賃は32,000円で全体で43,744円、資料は32です。

14番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は香北町永野字芝大道ノ上2113番1、地目は田、面積は654㎡、外1筆計2筆で合計1,493㎡、借受人の経営面積は37,722㎡、作物は野菜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成33年7月7日の5年で、10a 当りの借賃は32,000円で全体で47,776円、資料は33です。

15番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は香北町橋川野字池ノ下176番、地目は田、面積は419㎡、外2筆計3筆で合計1,145㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物はイネ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成31年7月7日の3年で、10a 当りの借賃は6,000円で全体で6,870円、資料は34で、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

16番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は香北町美良布字三ヶー385番2、地目は田、面積は1,471㎡、外5筆計6筆で合計5,163㎡、借受人の経営面積は9,352㎡、作物は大豆その他、米、やっこねぎ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成33年7月7日の5年で、10a 当りの借賃は12,589円で全体で65,000円、資料は35です。

17番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は香北町美良布字下野193番1、地目は田、面積は1,623㎡の内1,107㎡、借受人の経営面積は19,836.28㎡、作物はニラ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年8月5日から平成43年7月31日の15年で、10a 当りの借賃は36,000円で40,000円、資料は36です。

18番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は香北町橋川野字池ノ下タ174番、地目は田、面積は545㎡、外1筆計2筆で合計1,097㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年7月8日から平成31年7月7日の3年で、10a 当りの借賃は5,469円で全体で6,000円、資料は37で、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

19番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、申請地は香北町橋川野字池ノ下タ173番、地目は田、面積は836㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年7月8日から

平成31年7月7日の3年で、10a当りの借賃は5,980円で5,000円、資料は38で、借賃につきましては1俵当り12,000円に換算しています。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 はい。以上説明が終わりましたが、ええ、案件につきまして3名の委員さんが関係をいたししておりますので順次退席をしていただき進めたいと思います。すみません、■■■■君ちょっと退席してください。

———— ■■■■委員退席 ————

議 長 先にですね、■■■■君の案件があります6番につきまして、皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。■■■■君設定になってますけれど、再設定で今まで■■■■君作っておった関係です。それを引き継いで、また、作るということでもあります。ええと、何かご意見ありませんか。

———— 質 疑 な し ————

議 長 格段なければですね採決したいと思います。賛成の方挙手お願いします。

———— 全 員 挙 手 ————

議 長 はい。どうもありがとうございました。

———— ■■■■委員着席————

議 長 すみません、続きまして、■■■■君、退席お願いします。16番。

———— ■■■■委員退席 ————

議 長 ええ、16番の案件にあります件につきまして、ただいまより質疑を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんか。これも、再設定やろう。

———— 質 疑 な し ————

議 長 格段なければですね採決に入りたいと思います。賛成の方挙手お願いします。

———— 全 員 挙 手 ————

議 長 はい。どうもありがとうございました。

———— ■■■■委員着席————

議 長 ええ、続きましてすみません。■■■■君すみません。退席をお願いします。

———— ■■■■委員退席 ————

議 長 ええと、17番ですが、■■■■君の案件ですが、ただいまより質疑を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

———— 質 疑 な し ————

議長 格段ないようですので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 はい。どうもありがとうございました。全員賛成です。ありがとうございました。

—— 委員着席 ——

議長 ええと、引き続きましてですね、ええ、その他、売買の件1件と、そして貸借の件につきまして全体で行いたいと思います。何かご質問はありませんか。

推進委員 すみません。

(10番) 議長 はいどうぞ。

推進委員 あの、この橋川野の・・・。

(10番) 議長 何番です？

推進委員 ええと、19番。19番と15番ですけど、これは道具も機械も何にも持っていない人ですが、これ書いてないでしょ？これに。そういう場合でも、そういうやりたい人に許可って出しますか。何にも道具がない時に。

議長 ちょっとそのことについて説明して。

事務局 はい、今回、番号4、15、18、19が[]さんの分で、耕作計画書というのをですね今回提出されておってですね、これから水稻を始めるということで、そういった計画書出されております。

推進委員 じゃ、計画書が出ちゃったら、なんちゃなかつてもできるということですね。

(10番) 議長 例えば、機械をリースするとかそういうことは書いてない？

今まで、そんなんあったよね。機械をリースするとか、借りるとか。この人前職は何です？年齢は・・・。76歳で今まで農業経験がありやあまた別やけんど。

委員(9番) この農業従事者のところに男2名、うち15歳以上60歳未満が1名って書いてますけど、この1名は息子さんです？

事務局 はい、息子さんです。

委員(9番) 息子さんと2人で耕作？

議長 本人が76歳で。

推進委員 息子さんも耕作をするがですか？

(10番) 議長 そういうことで申請がありました。

推進委員 もう、実はここは何にも道具はのうて、[]が上は植えてあとはもう見い

(

(

(10 番) よという話じゃと思います。

議 長 ■さんいうがは貸主ですか？

推進委員 (10 番) そうです。

議 長 その人が、ほしたら植える、田植えまではする、します？

推進委員 (10 番) 田植えまではしちゃうという、ないからほんで植えちゃう。これはうちの近所ですきね。それでほんで、まわりが今後どうなるろうという心配があります。

議 長 ■さんは、農業はやりよったけどやめて・・・。

推進委員 (10 番) いや、辞めはせん。別は作りゆうけんど、この人がしたいゆうけん、土地を探してましたけんどね、どうしてもないとゆうことで1回・・・。

議 長 ほんなら自分のを貸しちゃうという・・・。

推進委員 (10 番) そうそう、そういうことです。

議 長 トラクター1台、耕運機2台いう事で農機具は一応、申請時には書いております。本人76歳、息子さんが45歳、いうことで上がってきてます。

議 長 まあ、あのうこれから先、周辺の人になるとですね、ちょっと不安をもたれる・・・、きれいに管理して作ってくれるろうかということと、まあ、場所的にはどんな所か知らんけれども、水利の関係がですねちょっと、奥からずっとこうまあ、田役をしてこないかんといかんのに本人が全然来ん、水口へ水が来ゆうき、それでええもんや思うちょったりしたらよ、将来的に山のほうからついてよね、どっかがつえたりして、あのそこへ出役で一緒に行って、水路さらえたりせないかんいうことも、ようわかちゅうろうかいいう思いもあるがやけんど。

推進委員 (10 番) 色々あります。機械もないに、どうやってやるろう思って。

議 長 ただ、ひとつは■さんという人が、地元の人が、これ南国市の人かえ？

推進委員 (10 番) ■というがは、もう地区の、自分ら同級やきに、結構いろいろ。分かる人は分かると思うけんど。いかざったら話はもするけんど。

議 長 申請書としての書類は一応まあ現場を見てない、申請書が来た段階では受付ができる状態になって来ちゅうがですよ。けんど、現場を見てこの土地が、こういう土地であってなかなか耕作には不適當やというふうなことまでのところは判断をしてない。それから、本人が、申請書ではトラクターを1台と書いちゃうけんど、ほんなら逆にその持ってきて見せてくださいとまでは言えませんが、そのところもなかなか判断しにくい材料ではあります。過去にはトラクターをリースするとか、そういう風に書かれちゅう人もおってですね、農機具を持っていないという人も中にはおりました。

推進委員 (10 番) その、作る人はすごく温厚な人でね、会って話をするとえい人なが。ないから、どうやってやるろうと、心配して。

議 長 まあ、どっか別のところで農業経営があれば別やけど、全然したことがないっていうとね、なかなか大変やないろうかなと思う。あのう、ちょっと長い目で見ちゃってください。もし、問題があつたら委員会のほうから指摘もさしてもらわ

(

(

推進委員
(10 番)
議 長

んといかんと思います。

わかりました。

はい、すみません。よろしく。
ええと、ほかに何かご質問ありませんか？

委員(16番)

はい。

議 長

はい、どうぞ。門脇君。

委員(16番)

あの、資料ですけど、設立……。生年月日……。

事 務 局

ここは、生産法人の場合は法人としての設立年月日を記入していただいておりますので27年5月8日で間違いないです。

議 長

年齢とか生年月日とかいうことではないがよね。そういうことです。

貸主の人も、もう80歳よね、■さん、■さんも、あの20年も契約してもなかなか大変やと思うけれども、契約の段階ではそういうことよね。あの最初はね、計画は■さんのハウスを壊してそれからその壊したハウスを加茂のほうへ、どこへ持っていくか知りませんが、自分ところの近くにハウスを建てて、移転をしてやりたいという意向やったがです。ところが、ハウスはですね、昔の木骨の、柱は鉄骨ですけど、マンモスハウスがあって、それを壊して移転をすると、莫大な金がかかるということで、移転をあきらめました。それで、土地ごし借りて作るということです。それで、■さん本人、貸主のほうはですね、高齢でちょうどまたね、最近になって腰を痛めたかしらんで寝込んじゅうらしいですね。奥さん車に乗れませんので、ネギも若干蒔いてましたけど、出荷には多分ならんやないろうかそういう風でもありました。ハウスの中はきゅうりとか色々野菜を植えてましたけれども、今はもう放任状態みたいな状態になっています。ほんで、■が来て片付けてやるのはなかなか大変やないかなあいうふうに思いますけど、まあ彼がやるろう、そういう風にしか他の方法はありません。

ええと、ほかに何かありませんか。

委員(9番)

はい。■、これ、返す時にはハウスを、借主が壊して、更地にして返す？

議 長

まあ、そんなことを請合うちよったら大変なことになるぞ。それで、地代、20万払うがよね、毎年、それをねチャラにしちよってもろうたら、ちよっとまあ……。私はそんな風に思うちよったがです、まあええわ。多分ね、除けやせん。壊すだけでも、何百万仕事になるき。

委員(9番)

そういう約束だそうです。

議 長

ええと、すみません。議案第6号につきまして、採決に入つかまいませんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長

議案第6号採決に入りたいと思います。議案第6号、香美市農用地利用集積計画についての諮問であります、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

(

(

議 長 それでは、議案第7号、納税猶予の適格証明願ということで、説明をお願いをしたいと思います。

事 務 局 議案第7号、相続税納税猶予適格証明願について説明します。
1番、被相続人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、相続人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、適用を受けたい農地については土佐山田町秦山町1丁目50番1、地目は田、面積は2,277㎡のうち2,207㎡、外1筆計2筆で合計3,499㎡、相続開始年月日及び取得農地経営開始年月日はともに平成27年9月22日で、資料は39です。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたが、この件につきまして何かご質問はありませんかね。納税猶予は何年間ですか？それはうちで判断する必要性がない？

事 務 局 ありません。

議 長 はい。ええと、あんまり出てこん案件ですけど、こういう案件もですね、出てくることがあるかと思います。お父さんが亡くなって、相続税を免除を受けるために、過去ですと20年間この土地を売買とか貸したり一切出来ない。そのために自分でずっと長い20年間作り続けんと税金の免除を受けられん。そういう制度もありますので、まあみなさん方も知っておってですね、使えば税金が非常に緩和されるということです。この点につきましてご質問はありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長 ええ、質問ないようですので採決に入りたいと思います。
案第7号、相続税納税猶予適格証明願につきまして、賛成の方の挙手をおねがいします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成です。
ええと、続きまして、その他の件ですが、入っていききたいと思います。順次入っていきと思いますが、ええ、最後の端のページに今回については、あっせん案件が1、2、3、4件、ええ、売りたい2件、貸したい2件が出ております。貸したいにつきましてですね、県の中間管理機構にも報告をしたいというふうに思ってます。ええ、売りたい件にはつきましては、場所が宮ノ口・・・。

委員(2番) これ、売れたそうです。代書が入っているはずや。

議 長 あっ、そう、そしたら、申請が出てくると思います。
ええと、香北、吉野のXXXXXXXXXXさんの件についてもですね、1000円。

推進委員(10番) この間これ、見せてもらいましたけど、ちょっと問題がある。

議 長 どうして、なんか道とかなんか？

事 務 局 資料41です。

推進委員(10番) ひとつは、墓にでもしたら・・・。道は大きようない。

議 長 これ、XXXXXXXXXXさんのじゃない。

(

(

そのとおりです。

まあ、そういうご意見もありますけれども、委員さんの与えられた仕事と違ってですね、買い手を探すなりしていただきたいと思います。それから貸したい案件についてもですね、それぞれ地元の人で写真もついておりますので、ひとつご紹介をいただけたらありがたいと思います。山田島の案件については構造改革されておる土地ですので、まあ近くの人が隣地の人が、耕作をするやったら非常に便利だなと思いますのでよろしく願います。

ええと、下野尻、ここなんかはどう、えっ、道路がない。こういうことも・・・、けんども今まで作ってきちゅうよね。まあ、そんな感じで、この件については一応お願いをしたいということです。報告というかそうさせて頂きたいと思います。

ええと、すみません。今日はですね、最初をお願いしちゃったらよかったんですけど、私、挨拶の中でもよう言いませんでして、基盤促進法の件につきまして、みな様方に送らしていただいた資料の中にこの間ちょっと1枚入っておった、その件につきまして、担当の産業振興課の大倉君が、みなさん方にご説明をさせていただきたいということで、今日ご参加をいただいておりますので、すみません大倉君よろしく願いをしたいと思います。

産業振興課

産業振興課の大倉と申します。今日はですね、議案書と一緒に送付させていただいたと思いますが、あの、農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想(案)ということで入れさせていただいております。これですね、先ほど諮問の6号にもありましたように、利用権の設定に農地利用集積計画、の運用の基本の元になるものであるとか、農業委員さんは認定農業者になっていただいているかと思いますが、認定農業者の運用方法なんかについてもですね、その基本的な構想で定めております。で、今回ですね、もう一枚ペーパーで農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更についてというペーパーが入っておると思いますけれども、こちらで説明させていただきます。今回変更せないかんって背景にはですね、今年の4月1日付けで農地法、それから農業委員会に関する法律及び農業協同組合法が改正をされております。これらの法改正に関連しまして、知事がですね、農業経営基盤強化促進に関する基本方針、まあ市町村段階は基本構想なんです、県段階では基本方針でのが定められております。これもですね、同じ4月1日付けで変更されております。法改正があつて基本方針が改正されたという一連の改正に伴いまして、市町村段階で定めておる基本構想つきましても変更をせないかんという状態になっております。真ん中ごろ本市における基本構想変更の概要ということになりますけれども、今回の法改正のうちですね、農地法の改正で農地を所有できる法人の要件が緩和されまして、法人の呼び方、今までは農業生産法人という呼び方しておりましたけれど、これが改正されまして、農地所有適格法人という名前に改められております。それとあわせて、農業委員会法の改正ではですね、農業委員会の県団体の組織として、みなさんご存知だと思いますけど農業会議という組織がありましたけど、農業委員会ネットワーク機構というのを知事が指定できるっていう法律が改正されまして、28年3月11日付けで、一般社団法人のこれまでの高知県農業会議、これがネットワーク機構ということで指定をされました。この2点の改正によりまして、今回の基本構想の中の、書かれておる内容に、この2つの名前、農業生産法人と農業会議という名前がこの中に入っておりますので、それを文言を置き換えることが今回の変更の内容になっております。下線で引いておりますけど、変更にあたっては、農業経営基盤強化促進法施行規則の第2条の規程によりまして、農業委員会と管内農業協同組合の意見をきかなければならない、ということになっておりますので、今回こういった場をお借りしましてですね、説明させていただきます。

えっと星印で変更箇所ということで変更前と変更後文言を変えておりますけれども、実際ですね構想の中で、中、見ていただいたら一応箇所分かるように、訂正箇所をお示しをしております。農業生産法人というところが11箇所と、それ

から農業会議というところが全部で2箇所ありまして、それぞれ変更させていただいております。内容的にはですね、もうこの文言の置き換えということで、意見を聞くと言いましても、これはもうどうしてもいかん、とかいう話でもないですけれど、一応農業委員会の意見を聞くということになっておりますので、この場で採決をいただければと思います。よろしくお願いいたします。あの、これでOKになりましたら、一応、文書では会長宛には諮問という形で出ささせていただきますので、あのOKという回答をいただくようになっていますので、よろしくお願いいたします。

議長 ええと、先ほど説明がありましたが、基本的には文言が変わる場所があるがよね。農業法人いうところが11箇所、それから、農業会議が・・・。

産業振興課 2箇所。

議長 文言が変わって、他の内容についてはあんまり変更ない。

産業振興課 もう、一切変更しておりません。

議長 そういことですね、一応それを農業委員会から了解をもらわなといかんいうことで、農業委員会についてはですね、ただ今、大倉君のほうから説明がありましたが、この件につきまして、皆さん方からご質問を受けて、格段なればですね、ご了解と決議をいただきたいと思います。何かご質問ありませんか。

推進委員 (11番) 構いませんか。

議長 はい、どうぞ。

推進委員 (11番) その文言が変わるいうけんどうね、もっと内容のほうが大事やない？その農業生産法人からよね、適格法人かしらんに変わるっていうたろ？ということは、株式会社が持てるということよね。

議長 そこのところの内容もかまんが？

推進委員 (11番) 内容が変わってくるきよ。

産業振興課 ええと、内容特に変えておりません。文言の修正だけを今回・・・。

推進委員 (11番) そりゃあその、ペーパーで修正やけんどうよ、法律の内容よ。

議長 農業生産法人というものを、今度新しく農地所有適格法人となると、この法人の中に株式会社が入るか入らんかというようなことで。この中に株式会社が入るようになっちゃうが？適格法人になった場合に。

産業振興課 そうですね、当然、農業生産法人っていう場合、呼び方されちよった時も、株式会社っていうのは今までも入っておった・・・。

推進委員 (11番) 貸借は出来たわね。所有はできざったろ。

産業振興課 いや、所有もできます。

議長 ほんで、さっき出てきちよった、XXXXXXXXXXよね、あっこは株式会社XXXXXXXXXXになってます。で、代表がXXXXXXXXXX君になってます。

(

(

産業振興課　　まああの、株式会社とかいうのは特に今まで通りなんですけど、まあ、あの名前が変わると同時に、農地を所有できる要件がちょっと緩和されてます。

議　　長　　緩和の内容は。

産業振興課　　農地所有適格法人と呼べる、法人の要件ですね、これが農業従事者と農地を提供した個人、それから地方公共団体、農協等の議決、まあ法人のほうは議決権ですよ、それが4分の3以上というのが2分の1という風に緩和されております。

議　　長　　他にもいろいろあるかも分かんけども、会社としては多少は緩くなっていくというふうなことになっていくと思うんで・・・。

産業振興課　　一応、県の方からは、もちろん内容についての見直しがあれば当然一緒に見直してもいいですけど、とりあえず最低限呼び名が変わっちゃう以上は、現行の構想の食い違いができますので、文言だけは直してくださいと言われてまして、今回ちょっとさしていただけてます。

議　　長　　詳細についてはなかなか全部が全部分らんかも分かりませんが、文言については2項目ですけど、合わせて13の文言を修正するということです。他に何か。

—— 質　疑　な　し ——

議　　長　　格段なければですね、この件につきまして香美市農業委員会としてはですね、了承したいと思いますので、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

—— 全　員　挙　手 ——

議　　長　　はい、どうも。全員賛成です。ありがとうございました。そういうことで、よろしくお願いします。

以下、下記項目について事務説明

- ・農業委員会の業務の範囲について（事務局：西村）
- ・農業委員会の活動記録帳の活用について（事務局：西村）
- ・農業新聞について（会長）
- ・飲酒運転等について（会長）

事　務　局　　次回はですね、8月4日の農業委員会の会場ですが、中央公民館のほうが取れなかった、別の行事が入ってまして、また市役所の3階の会議室、5月にやったところですが、そちらになりますので、よろしくお願いします。

議　　長　　今日はどうも、お疲れ様でした。ありがとうございました。

閉　会（15時15分）

(

(

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長

署 名 人

署 名 人

(

(

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原 心一 

署

名

人

土野陽子 

署

名

人

岡田修 

(

(